

下記につきまして訂正し、お詫び申し上げます。

● 「フッ化物歯面塗布処置」

p.157 下から 9 行目 [歯患] → [歯管]

p.158 3 行目 //

● p.267 「歯冠形成 ▼金属冠、非金属冠、乳歯金属冠の算定」

算定表下の下記注を削除。

~~★自歯 4/5 冠、前歯 3/4 冠にはメタルコアは算定できない。~~

【根拠】 通知 M002 支台築造の定義を述べた (1) で今回、「実質欠損の大きい失活歯」として全部被覆冠以外に、「5 分の 4 冠又は 4 分の 3 冠による歯冠修復が予定されるもの」と、支台築造の対象が拡大されたため。

【注意点】 ただし、歯科医学的に 4/5 冠・3/4 冠は歯質が薄くなり破折のおそれがあるため、欠損の状態を慎重に見極めた上で治療方針を立てる必要がある。

● p.278

5. (中略) [KP] [60] + 充填 (単純) [104] + 材料料の算定。

● p.286 「高強度硬質レジンプリッジ」について

2. 適応症例は以下。

・上下顎両側の 7 番が 4 歯すべて残存しており咬合支持のある患者の、5 番欠損に対する 4 番および 6 番を支台歯とした④ 5 ⑥ブリッジ

● p.302 「有床義歯修理」算定表

少数歯欠損 (1~8 歯)	<u>270 (405) [390]</u>	<u>150 (225) [210]</u>
多数歯欠損 (9~14 歯)	<u>300 (450) [420]</u>	<u>180 (270) [240]</u>
総義歯	<u>355 (533) [475]</u>	<u>235 (353) [295]</u>